

# 山梨県公報

第二千四百七十九号

平成二十七年

一月二十六日

月 曜 日

## 目次

- 告示
- 県営土地改良事業計画の変更……………四九
  - 換地計画の決定……………四九
  - 道路の供用開始(二件)……………四九
  - 建築基準法に基づく道路位置指定……………五〇
  - 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………五〇

## 告示

### 山梨県告示第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地整備事業「畑地帯担い手支援型」日川右岸地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年一月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成二十七年一月二十七日から同年二月二十四日まで
- 縦覧場所  
甲州市役所
- 異議申立期間  
平成二十七年二月二十五日から同年三月十一日まで

### 山梨県告示第十七号

山梨県公報 第二千四百七十九号 平成二十七年一月二十六日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(三珠豊富地区大塚5工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年一月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 縦覧書類  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成二十七年一月二十七日から同年二月二十五日まで
- 縦覧場所  
市川三郷町役場
- 異議申立期間  
平成二十七年二月二十六日から同年三月十二日まで

### 山梨県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡身延町粟倉字蟹沢官有無番地先から 南巨摩郡身延町粟倉字蟹沢早川右岸堤防敷地先まで	一八・四	平成二十七年一月二十七日

### 山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	粟倉飯富線	南巨摩郡身延町粟倉字蟹沢八一七番の四地先から南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二三四六番の二地先まで	二〇二・二	平成二十七年一月二十七日

山梨県告示第二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定の年月日  
平成二十七年一月二十六日
- 二 指定道路の位置  
南アルプス市藤田字双柳二千四百八十三番十三
- 三 指定道路の幅員  
最大幅員五・九九メートル、最小幅員五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長  
九十六・四七メートル

公 告

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次

のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十七年一月二十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 組合の名称  
都留市井倉第二土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内
- 三 施行地区  
都留市大字井倉字美通及び字馬場の各一部
- 四 設立認可の年月日  
平成二十五年三月十四日
- 五 事業施行期間  
平成二十四年度から平成二十八年度まで
- 六 変更認可の年月日  
平成二十七年一月二十六日